富士市消費生活モニターに 消費生活モニター ってみませんか?

~学び合い

学び続ける「ふじの人」づくり~

生涯学習人材バンク

をご利用ください!

☎(55)0561

☎(55)0560 社会教育課

富士市教育プラザ

問い合わせ

の活動を通して、 あなたも賢い消費者を目指

してみませんか。

●月1回の主要生活物資の価格調査 舗以外で、市内の多少遠方へお願い することがあります (調査店舗は日ごろ利用している店

②消費生活に関する学習会(悪質商法 についてや調理実習など)への参加

●市生活展や市民生活講座、 害防止キャンペーンへの参加 消費者被

● ③について市と協働する富士市消費 者運動連絡会の活動への参加

月1日~平成29年3月31日

任期

25人程度



慮して選考し、 応募者の中から、地域配分などを考 後日通知します

問 い合わせ **☎**(55)2750 市民安全課 FAX (51) 0367

年間2万円

※委嘱を取り消した場合は月割計算。

対象

※生活必需品の販売関係者は除く。 に参加できる人 学習会(平日の昼間、 など)を自分で行い、 市内在住で、日常の買い物 毎月1回程度の 託児あり)など (食料品

申込方法

士市役所市民安全課「消費生活モニタ 無を記入し、〒417-8601 物をしている店舗名、託児の希望の有 号、応募動機、 きに住所、氏名、 2月8日 (月)(必着) までに、 募集」係へ 交通手段、日ごろ買い 年齡、 職業、 電話番 はが

▼市ウェブサイト

右下 電子サービス › <u>メール配信サービス</u> > 公共施設案内・予約

電子申請 図書検索・予約

「くらしと市政」

クリック!

講師として活動したい

生涯学習人材バンクは、「何か新し

対象

講師登録の流れ

●登録申込書(社会教育課で配布、 ウェブサイトでダウンロード可) 必要事項を記入し、 直接社会教育課 に 市

講師を依頼したい

❸講師の依頼を受け、条件を確認後 情報が公開される

講座などの活動を実施 1か月以内に

●市ウェブサイト「くらしと市政」ト

ップページ右下にある電子サービス

「生涯学習人材バンク」から、

興味

利用の流れ

動する個人・団体

市内在住・在学・在勤で、

市内で活

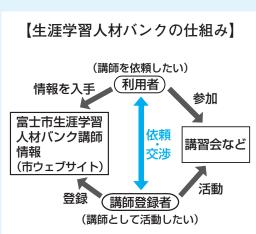
❸講師と、日時・場所・講師料などを

に連絡し、講師を紹介してもらう

②希望する講師がいたら、

社会教育課

のある分野の講師を探す



⑤活動終了後、1か月以内に

「利用報

告書」を社会教育課に提出

❹活動を実施

交渉(必要経費は、

依頼者が負担

市内で活動できる個人・ 団体

※私塾・販売・宗教・政治活動目的で ことを伝えたい人」を結ぶ場です。 いことを学びたい人」と「自分が学んだ

の登録・利用はできません。

2登録完了後、 に提出 市ウェ ブサイトに講師

4活動終了後、 告書」を社会教育課に提出 「活動報